

第 7 5 号議案

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 9 月 2 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部 を改正する条例

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和３年中野区条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１５条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１５条の２ 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第４５条第７項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。